

島根県消費生活条例の概要について

平成17年10月1日施行

【1】基本理念等

1 基本理念（第2条）

①消費者の権利の尊重

- ア 安全が確保される権利
- イ 選択の機会が確保される権利
- ウ 不当な取引条件・方法を強制されない権利
- エ 必要な情報が提供される権利
- オ 教育を受ける機会が提供される権利
- カ 消費者施策に意見が反映される権利
- キ 被害から適切・迅速に救済される権利
- ク 個人情報の適正な取扱いが確保される権利

②適正な事業活動の確保

③消費者の年齢その他の特性に配慮

④高度情報通信社会の進展等への対応

- ア 高度情報通信社会
- イ 少子高齢化社会
- ウ 男女共同参画社会

⑤環境の保全への配慮

2 県、事業者、事業者団体の責務、消費者・消費者団体の役割（第3条～第7条）

①県の責務

- ア. 消費者の権利の尊重及びその自立支援その他の基本理念にのっとり、消費者施策を策定・推進
- イ. 市町村が実施する消費生活の安定及び向上を図るための施策に協力

②事業者の責務

- ア. 安全及び取引における公正の確保
- イ. 必要な情報の提供
- ウ. 消費者の知識等への配慮
- エ. 苦情処理体制の整備
- オ. 県・市町村の施策への協力

③事業者団体の責務

- ア. 苦情処理体制の整備等、消費者の信頼を確保するための自主的活動に努力
- イ. 県又は市町村の消費者施策に協力

④消費者の役割（努力義務）

- ア. 自ら進んで必要な知識を修得し、自主的かつ合理的活動を実施
- イ. 環境保全、知的財産権等の適正な保護に配慮

⑤消費者団体の役割（努力義務）

- ア. 諸費生活に関する情報の収集・提供
- イ. 意見の表明

- ウ. 消費者に対する啓発・教育
- エ. 消費者被害防止・救済のための活動
- オ. その他消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的活動

3 消費者基本計画の策定（第 8 条）

消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者基本計画を策定

【2】消費者の権利確保のための基本的施策

1 消費者の安全確保のための施策（第 9 条～第 12 条）

①事業者に対する立証要求

事業者に対し、供給する商品等が安全であることの立証を要求

②緊急危害防止措置

商品等が、身体等に重大な危害を及ぼす場合、直ちに必要な情報を県民に提供

2 不当な取引行為に係る規定（第 16 条～第 20 条）

①不当な取引行為を類型化し明記

ア. 契約成立に至るまでの行為の不当性

イ. 契約内容における不当性

ウ. 契約成立後における不当性

エ. クレジット契約など与信行為に係る不当性

②緊急被害防止措置

緊急の必要があると認める場合、直ちに必要な情報を県民に提供

3 啓発活動及び消費者教育の推進（第 24 条～第 25 条）

ア. 消費者の自立を支援するため、知識の普及、情報の提供や、学校・地域その他の様々な場、機会を通じた消費者教育の推進

イ. 消費者団体の健全かつ自主的活動が促進されるよう必要な施策を講ずる

ウ. 事業者団体の自主的活動を促進するために必要な情報提供等に努める

4 苦情処理及び紛争解決の促進（第 27 条～第 30 条）

ア. 県は、主として高度の専門性、広域の見地から苦情処理を実施

イ. 消費生活相談員等の人材確保及びその資質向上等の施策を講ずる。

ウ. 市町村が行う苦情処理に対する技術的助言等の支援

5 消費者の個人情報の保護規定（第 31 条）

ア. 事業者は、消費者の個人情報を適正に取扱うことを義務づけ

イ. 消費者からの個人情報に関する苦情の適切かつ迅速な処理（あっせんその他必要な措置）

6 知事への申出（第 36 条）

県民は、消費者の権利が侵害され、又はそのおそれがある場合、知事に対し適切な措置をとるべきことを求めることができる